

平成18年度 第1回 広島市公共事業(建設関係局所管)評価監視委員会
再評価審議対象事業 一覧表

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 1	再評価理由 2	一定期間が経過した理由
河川事業	一級河川御幸川 都市基盤河川 改修事業	国庫 補助 事業	西区 草津浜町 ～ 西区 田方一丁目	昭和50年度 ～ 平成24年度		鉄道橋や国道橋などの横断構造物との協議調整に期間を要したこと、一部区間において用地買収が難航したことなどによるため。
	一級河川山倉川 都市基盤河川 改修事業	国庫 補助 事業	安佐北区 三入三丁目 ～ 安佐北区 三入六丁目	平成4年度 ～ 平成21年度		国道橋などの横断構造物との協議調整に期間を要したこと、一部区間において用地買収が難航したことなどによるため。
住宅市街地総合整備事業	宇品地区 住宅市街地総合 整備事業	国庫 補助 事業	南区宇品西 二丁目の一 部、宇品西 三～六丁目 の全域、宇 品海岸一、 二丁目の一 部、出島一 丁目の一部	平成9年度 ～ 平成20年代 半ば		主要な街区における住宅が、市営宇品西住宅を除き建築中又は計画中であることや、計画していた小・中学校等の整備を取りやめたことなどにより市街地形成が十分ではないことから、出島東公園の施設整備を市街地が形成される時期に行うことにしたため。
埋立事業	五日市旧港 整備事業	単独 事業	佐伯区海老 園三丁目 1045番地から佐伯区海 老山町3092 番地7に接 する無番地 に至る間の 地先公有水面	平成9年度 ～ 平成22年度		埋立工事に際して、約800隻のプレジャーボートの移設が難航し、時間を要したため。

1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。

2 : 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業

: 事業費が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業

: 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業(大規模な国庫補助事業に限る。)

: 再評価実施後、5年間(下水道事業については、10年間)が経過した時点で継続中又は未着工の事業

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

: 市長が特に必要と認める事業